# 2011年度道内市町村決算の概要最後の1町が健全化計画完了

辻道雅宣

自治体財政健全化法(地方公共団体の財政の健自治体財政健全化法準か財政再生計画の策定が義務が、早期健全化基準か財政再生基準を超えると、が、早期健全化基準か財政再生基準を超えると、が、早期健全化基準が財政再生基準を超えると、

健全化計 たが、二〇一一年度決算までに全ての自治体が が早期健全化基準を超えて健全化自治 (二〇〇七年三月、総務大臣再建計画同意) となっ 方財政再建促進特別措置法) 二〇一〇年度から実質的に再生計画をスタートさ (二〇一〇年三月、 ていた夕張市は、 ○八年度決算では、七市町の実質公債費比率 一画を完了した。また、 、総務大臣再生計画同意)となり、 健全化法により財政再生団体 で準用財政再建団体 旧財政再建法 体となっ (地

主な財政指標を基にみてみよう。にみえるが、道内市町村の財政状況を後掲にあるにより市町村の財政指標は改善してきているよう額は、二〇一一年度決算で減額した。健全化努力額は、二〇十年度決算で減額した。健全化努力

## 1 経常収支比率わずかに上昇

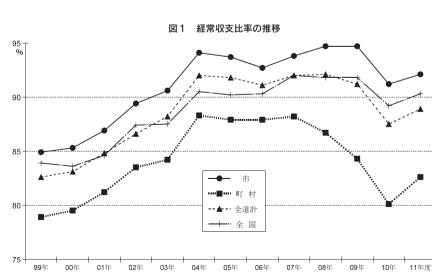
費に充てた比率である。

豊治体財政の弾力性をみる経常収支比率はわず
は、他会計への繰出金など経常的、義務的な経
はを返済の公債費、児童福祉や生活保護などの扶
は、地方税、普通交付税、地方譲与税
など使途の特定されない経常一般財源を、人件費、
は、力が、地方譲与税

人件費の削減と借金返済の公債費が減少し、一人件費の削減と借金返済の公債費が減少し、定国平均値九〇・三%といずれも上昇した。 産国平均値九〇・三%といずれも上昇した。 歳出では、引き続き人件費と公債費は減少し、 走活保護世帯の増加などにより扶助費が増加、比 生活保護世帯の増加などにより扶助費が増加、比 率計算の分母となる歳入は地方税が微増したが、 率計算の分母となる歳入は地方税が微増したが、 率計算の分母となる歳入は地方税が微増したが、 本されて、 では、引き続き人件費と公債費が減少し、一 を国平均値九〇・三%といずれも上昇した。

硬直化の要因で、二○○八年度決算では経常収支これまで、借金返済である公債費の多さが財政

いた全道合計のの経常収支比率は、〇九年度決算強までに減少した。また、全国市町村を上回って算では、公債費が人件費より多いのは全体の三割よる投資事業を抑制してきたため二〇一一年度決よる投資事業を抑制してきた 対 の し 率 の うち公債費の比率が人件費の比率を上回っ



北海道自治研究 2013年4月(No.531)

から全国平均値を下回っている。

件費を中 かでも人件費の比率は、 を大きく超えていたが、二〇一一年度決算では 著なのは夕張市で、 超えている市町村はなくなった。 らない義務的な経費を一般財源で賄えず、 余を多くし、 七九・九%まで低下し、 比率が なかで北斗市に次いで最小となった(夕張は 財政運営だが、 ·度から一〇年度まで全市町村で最少)。人 政再建の柱である。 心に経常的経費を削減して一般財源の残 一〇〇%を超えると、 その分を借金返済、 ○九年度決算 再建団体指定前には一〇〇% 市では最低となった。 一五・八%と、 比率の低下が顕 から一〇〇%を 支出 赤字解消に充て しなけば 全市 前村 な

## 2 起債残高は8年連続減少

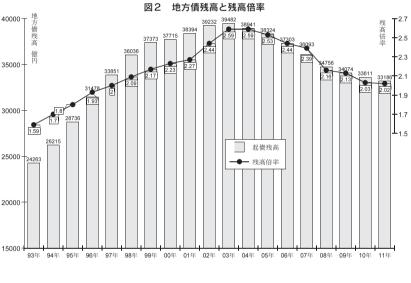
こつつで手代になり、毎年度の特金支資が多、地方債残高は高水準で推移してきた。、地方債務行による投資事業を積極的に展開。、地方債務行による投資事業を積極的に展開。バブル経済崩壊後の景気対策に地方財政を動員

もその高さが顕著だった。 に対する割合は二・五九倍 に圧縮 償還は 三兆九四八二億円と最も多くなり、 額なため投資事業を抑制してきたが、 二〇〇〇年代になり、 一・八二で、 長 できない。 残高倍率は二・〇二倍 年度では二兆三一 (期にわたるため、 ともに前年度より微減した。 全市町村の残高は〇三年に 年度の市の倍率は二・一二、 毎年度の借金返済が多 八六億円と八年連続で その後、 (二五九%) と全国で 地方債残高は容易 <u>-</u> 残高は減り続 標準財政規模 一%) まで低 地方債 0

約される。

○○会を超えると借金返済で財政運営は窮屈となり、三・○倍を超えると借金返済運営は窮屈となり、三・○倍を超えると借金返済で財政残高倍率が二・○倍を超えると借金返済で財政

資事業の実施により残高は三・六六倍と前年度よ残高倍率は八・八○倍と高く、寿都町は近年の投生振替特例債を発行したことにより、一一年度の夕張市は○九年度に実質赤字を解消するため再



準財政規模が微減したことが影響している。
度より一自治体増えたのは、計算の分母となる標度より一自治体増えたのは、計算の分母となる標力高くなった。一一年度に二・○倍を超えたのは

金の重さをみたものである。
に加え、将来負担する可能性のあるまち全体の借なお後述する将来負担比率は、この地方債残高

### 3 健全化判断比率

治体)。それぞれ指標の状況をみてみよう。自治体財政健全化法では、以下の四指標のう自治体財政健全化法画を完了し、道内に健全化自治体な、一つでも基準を超えると早期健全化自治体かち、一つでも基準を超えると早期健全化・再生再生自治体財政健全化法では、以下の四指標のう自治体財政健全化法では、以下の四指標のう

#### 実質赤字比率

字の 府県は五%)を超えると再生自治体となり、赤字 行して実質赤字を解消したの 基準と同じである。夕張市は再生振替特例債を発 比率二〇%は旧財政再建法の実質収支比率の赤字 期健全化自治体となる。赤字比率が二〇% て赤字比率が一一・二五%~一五%を超えると早 ぼ同じである。普通会計を対象に、 実質赤字比率は従前の実質収支の赤字比率とほ 市町村はなくなった。 使える一般財源の標準的な収入)に応じ で、 ○九年度 標準財 及から赤 政規模 (都道

るが、各市町村は黒字だと公表していない。これが発生していない場合の黒字の数値を記入してあ後掲一覧表では、分かりやすいように赤字比率

ことができたが、現在は情報提供がない。 ページから各市町村の健全化判断比率を入手する 少なくなっている。以前は、道市町村課のホーム の比率も含めてホームページで公開する自治体も は収支が赤字になっていないので、 「該当なし」「赤字は発生していません」などとし 空欄のままになっている。財政一覧表で黒字 広報などでは

経験的に三~五%程度の黒字水準にあるのが望ま るのか公表すべきである。 しいとされていた。 ぼ同じ比率なのだから、どの程度の黒字水準にあ 実質赤字比率は、これまでの実質収支比率とほ なお、実質収支比率は

#### )連結実質赤字比

上下水道などの公営企業会計と普通会計を連結し た赤字の比率。 【健康保険などの特別会計、さらに自治体立病院、 I治体財政健全化法に基づく新しい指標で、 玉

計を合算するため、ある会計が赤字であっても 黒字と赤字の程度を把握できるが、それぞれの会 ちになる。 住民生活への影響より、 健全化圧力が強まり、事業の目的や社会的価値、 夫と錯覚が生じる。また、赤字の会計に対しては トータルが黒字であれば、まち全体の財政は大丈 この指標は、 まち全体の会計を合算した収支の 指標の改善が優先され

二〇一一年度に連結赤字が発生したのは美唄と

るものだが、早期健全化基準は下回っている。 深川の二市で、 対で連結赤字が発生し、 自治体立病院の資金不足などにより、二一市 )七年度決算で健全化指標を初めて公表したと 両市とも病院会計の資金不足によ 健全化法が適用される

> 夕張市も再生振替債の発行により、 が健全化基準を超えた市町村はなかった。また、 この結果、○八年度決算では、 業の削減により、連結赤字比率の圧縮を図った。 された。このため、病院の資金不足を解消するた 結赤字を解消した。 務を短期から長期に振り替え、さらに人件費と事 め、○八年度限りの公立病院特例債を発行して債 ○八年度決算で早期健全化団体になることが懸念 連結実質赤字比率 ○九年度に連

程度の連結黒字なのか公表すべきである。 が発生しないと比率を公表していないので、 連結の赤字比率も実質赤字比率と同 .様に、 どの 赤字

#### )実質公債費比率

重さをみる。 済も含めた比率で、三カ年の平均値で借金返済 営企業会計、一部事務組合・広域連合)の借金返 一般会計が負担している他会計 (特別会計、公

が求められる。 れる三五%以上が再生基準になった。また比率が 早期健全化基準となり、一般公共事業債が制限さ る。一般単独債の発行が制限される二五%以上が 算から実質公債費比率で起債の制限がされてい 一八%を超えると、公債費負担適正化計画の策定 一方債協議制度の導入にともない、 〇五年度決

より、一一年度決算までに七市町は順次健全化計 る見込みだ。夕張は一 画を完了した。また夕張市は再生基準を超えてお 自治体となったが、起債事業の抑制と歳出削減に 実質公債費比率が再生基準を下回る二〇二九 )八年度決算で七市町が二五%を超えて健全化 (二〇三〇年三月)  $\overline{\phantom{a}}$ に財政再生計画を完了す 一三年度から再生振替債

> 再生振替債の返済も含めた公債費は三八・九億円 で一般会計の歳出額一〇一・四 元金償還が始まり、 負担の重さは深刻だ。 再生計画によれば同 |億円の 四割 年度 0)

%未満の比率となった。 している。二〇一一年度は全市町村の九割が一八 の策定が必要な一八%以上の自治体も大幅に減少 夕張市一自治体になった。公債費負担適正化計 健全化基準二五%を超えているのは再生自治体 実質公債費比率の段階別状況をみると (図3)、

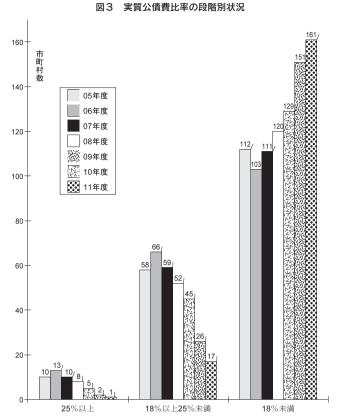
債費比率は三カ年の平均なので、 度の公債費は減少傾向にある。一 る。なお、単年度の返済額が減少しても、 残高に臨財債の占める割合が多くなってきてい 時財政対策債(臨財債)を発行しており、 度から財源不足補てんとして赤字地方債である臨 投資事業を抑制してきたので、 比率はすぐには 方、二〇〇一年 起債残高と毎 実質公 地方債 年

別会計、公営企業会計、一 負債の標準財政規模に対する割合。 含め、一般会計が将来負担することが見込まれる る新しい指標。一般会計の地方債残高に加え、特 の重みがあるかをみる比率で、財政健全化法によ 合、地方公社や第三セクターの自治体出資法人も 将来負担すべきまち全体の借金額がどれくら 部事務組合と広域連

張市のみが健全化基準を超えている 自治体となり、 政令指定都市は四〇〇%以上になると早期健全化 この比率が市町村で三五〇%以上、 再生基準は設定されてい 都道 府 温泉と 夕

一率の段階別状況をみると (図 4 )、 () () %

加 これに対し、 将来の負担見込み額より多いため、 る見込み額、 償還が交付税措置 表しないが、後掲の表ではマイナスの数値で記載 九七・六%から四四・○%と急激に低下した。 くに町村の低下が顕著で、 0) してある。これは将来負担する負債がないのでは を超えている 将来負担比率が発生しないと市町村は比率を公 一になっ をつづけ、 負債の返済に充てる各種の基金、 返済に充当可能な料金収入などが、 市 町村は大幅に 全道平均値も低下をつづけ、 一年度は四五町村と全体 来負担比率 (基準財政需要額に算入)され 「発生しない」 減少してきている。 年度は前年度 計算上比率が 地方債の この四分 が増 ح 0



が多く、かつ基金曵等ら争員、・・に地方債償還は基準財政需要額に算入されるものに地方債償還は基準財政需要額に算入されるもの 返済に苦しんだため、 れた二〇〇四年地財ショック以降、 下した。 負担比率が発生しない町村が増え、 交付税として確保されているわけではない。 来負担から除いても、 傾向にあるようだ。 マイナスになる。 交付税と臨財債の一般財源が大幅削減さ なお、 地方債償還に見合う財源 事業を抑制し、 交付税措置される額 市 かつ比率も低 町村は借金 基金を積む を将

が

安倍自公連立新政権による二〇 は、 自治体職員の給与削減を見込んで、 一三年度の地 交付

<つじみち

まさのぶ・北海道地方自治研究所主任研究員

財政

07年 80 08年 09年 왨 10年 2011年度 60 40 20 1, 1, 1, 1, 1, 発生しない 100%未満 100%以上200%未満 200%以上350%未満

将来負担比率の分布

図4

る。一括交付金も廃止され、 な財源である自動車重量税、 な方向にある。自治体は一般財源や交付税の増減 が新政権で検討され、 からの批判と反発が相次いだ。また、地方の貴重 方は国よりも行革・削減努力をしてきた」と地方 財源であり給与削減に使うのは自治の否定」「地 税が約四○○○億円減額される。これ た自治を行うための行動が求められる。 に一喜一憂するのではなく、 て暮らし、 「給与は自治体の独自決定」「交付税は地方固 働き続けることができるよう、 代替財源の用意は不明であ 地方分権から集権的 自動車取得税の削減 人々が地域で安心し に対 自律 有

27